

第 119 号議案

須磨海浜水族園本館解体撤去工事請負契約締結の件

須磨海浜水族園本館解体撤去工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 5 年 2 月 13 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 須磨海浜水族園本館解体撤去工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 神戸市須磨区若宮町 1 丁目ほか |
| 3 | 工 事 概 要 | 須磨海浜水族園本館（鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）地上 3 階地下 1 階建て 延べ 8,313.31 平方メートル）及び海水取水ポンプ小屋（鉄筋コンクリート造地上 1 階建て 延べ 32 平方メートル）についての次の工事
解体撤去工 一式
外構撤去工 一式 |
| 4 | 請 負 金 額 | 7 億 2,050 万円 |
| 5 | 請 負 人 | 神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 8 号
株式会社竹中工務店 神戸支店
支店長 高倉 通 |
| 6 | 支 出 科 目 | 一般会計 教育費 社会教育費
水族園費 工事請負費 |
| 7 | 完 成 期 限 | 令和 6 年 3 月 15 日 |

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3 月条例第 84 号）第 2 条の規定により、市会の議決を経る必要があるため。